

令02原機(科保)122
令和3年1月22日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、平成26年9月26日付け26原機(科保)055をもって申請(令和元年6月7日付け令01原機(科保)011及び令和2年8月7日付け令02原機(科保)053をもって一部補正)した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

平成26年9月26日付け26原機（科保）055をもって申請（令和元年6月7日付け令01原機（科保）011及び令和2年8月7日付け令02原機（科保）053をもって一部補正）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

(1) 変更認可申請書の別紙の変更

1) 変更認可申請書の別紙を別紙1に改める。

(2) 変更認可申請書の別添の変更

変更認可申請書の別添(原子炉施設保安規定 新旧対照表)を別紙2に改める。なお、別紙2においては、令和2年12月9日付け原規規発第2012092号で認可を受けた原子炉施設保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

- 1) 第2編第37条、第38条及び別表第15の2について、モニタリングポストの機能が喪失した場合の対応を追加する。
- 2) 第5編第5条について、手引に記載する事項として設計基準事象が発生した場合の措置等を明確化する。
- 3) 第5編第32条の2について、通信連絡設備等の維持すべき機器の管理者を明確化する。また、保安灯等及び通信連絡設備に関する第5編別図第4から別図第9までを追加する。
- 4) 第5編第32条の3及び別図第2について、自然現象等に備えた措置に関する記載を追加する。
- 5) 第5編第59条について、制御室周辺における内部溢水に係る対策に関する記載を追加する。
- 6) 第5編第59条の2について、屋内消火設備を用いて消火活動を実施する場合に原子炉を停止する旨を明確化する。
- 7) 第5編別表第29について、多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置に係る記載を追加する。
- 8) その他、記載の適正化を行う。

2. 補正の理由

(1) 変更認可申請書の別紙の変更

令和2年12月9日までに認可された原子炉施設保安規定の変更事項を反映するため。

(2) 変更認可申請書の別添の変更

モニタリングポストの機能が喪失した場合の対応、自然現象等に備えた措置、維持すべき機器等の管理及び多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置に係る記載を明確化するため。また、令和2年12月9日までに認可された原子炉施設保安規定の変更事項を反映するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き1日を経過した日から施行する。

以上

原子炉施設保安規定の変更
変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更の内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更

- 1) 第1編第32条について、保安教育実施計画に係る教育対象者及び保安教育に係る評価の実施を明確化するとともに、協力企業の保安教育に関する記載を追加する。
- 2) 第1編第33条について、保安訓練に係る評価を実施することを明確化する。
- 3) 新規制基準への適合性確認までの経過規定である第5編第1条を削除する。
- 4) 第5編第5条について、可燃物の管理及び設計基準事象が発生した場合の措置等に係る記載を追加する。
- 5) 第5編第26条及び第59条について、内部溢水対策に係る記載を追加する。
- 6) 第5編第32条の2、別表第31及び別図第4から別図第9までとして、通信連絡設備等の維持すべき機器の維持点検に係る記載を追加する。
- 7) 第5編第32条の3及び別図第2として、自然現象等に備えた管理を追加する。また、第59条については、第32条の3の記載の追加に伴い、記載の変更を行う。
- 8) 第5編第59条の2について、内部火災発生に係る措置を追加する。
- 9) 第5編第65条について、地震後の措置に加え自然現象等が発生した場合の措置に関する記載を追加する。また、第5編第59条については、第5編第65条の記載の追加に伴い、記載の変更を行う。
- 10) 第5編第71条及び別表第32として、保管廃棄施設の設定に伴う放射性廃棄物の管理に係る記載を追加する。また、当該変更内容を第1編別表第6、第2編第46条の2及び第47条、第5編第59条及び別図第3に反映する。

(2) 放射線測定器の管理に係る変更

- 1) 第2編第37条及び第38条について、放射線測定器の管理対応及び点検内容を明確化する。また、別表第15の2として、可搬型の放射線測定機器の記載を追加する。
- 2) 第2編第56条について、放射線測定器に異常を認めた場合の措置を明確化する。

- (3) 原子炉設置変更許可申請書添付書類十の第4章における対応の追加
 - 1) 第1編別表第2について、非常事態に該当する事象に「発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故」を追加する。
 - 2) 第5編第5条の2、別表第29及び別表第30として、多量の放射性物質等の放出に関する措置に係る記載を追加する。
- (4) 記載の適正化に係る変更
 - 1) 条の追加及び整理により、条番号、項番号及び号番号を一部変更する。
 - 2) 用語の適正化を行う。

2. 変更の理由

- (1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。
- (2) 放射線測定器の管理に係る変更
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。
- (3) 原子炉設置変更許可申請書添付書類十の第4章における対応の追加
「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。
- (4) 記載の適正化に係る変更
 - 1) 条項番号の適正化のため。
 - 2) 用語の適正化のため。

附 則

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き1日を経過した日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 原子炉施設保安規定
新旧対照表

第 1 編 総 則

令和 3 年 1 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>目次（省略）</p> <p>第1章 ～ 第5章（省略）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第32条 所長は、原子炉施設の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に<u>基づく</u>保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育の免除をするに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、当該原子炉施設の運転及び管理、その他原子炉を利用する業務に新たに従事する者に対して、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第33条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動に常時従事する者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p>	<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 ～ 第5章（変更なし）</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練 （保安教育実施計画）</p> <p>第32条 所長は、原子炉施設の保安活動に従事する者に対し、別表第5に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 部長等は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した部保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 部長等は、前項の部保安教育実施計画に<u>基づき、保安活動に従事する職員等及び職員等以外の者に保安教育を実施し、その教育結果の評価を行わなければならない。</u> <u>また、保安活動に従事する者のうち職員等以外の者が所属する企業に保安教育を実施させる場合は、当該企業に必要な教育内容を提示するとともに、その教育結果の報告を受け、評価を行わなければならない。</u></p> <p>4 部長等は、当該年度において別表第5の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 部長等は、前項に基づき保安教育の免除をするに当たっては、その保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 施設管理統括者は、当該原子炉施設の運転及び管理、その他原子炉を利用する業務に新たに従事する者に対して、第2項に定める教育を受けた者でなければ、当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 部長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対し、別表第5の2に定める緊急作業についての教育を実施し、<u>その教育結果の評価を行わなければならない。</u>ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の施設又は他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 部長等は、第2項に基づく部保安教育実施計画並びに第3項及び前項に基づく教育の実施結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>（保安訓練）</p> <p>第33条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動に常時従事する者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施し、<u>その訓練結果の評価を行わなければならない。</u></p>	<p>保安教育対象者の明確化及び評価の実施について明確化 協力企業の保安教育に関する明確化</p> <p>評価の実施について明確化</p> <p>評価の実施について明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前		変更後		備考												
<p>2 本体施設の施設管理統括者は、毎年度2回以上、当該原子炉施設の保安活動に常時従事する者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施しなければならない。</p> <p>3 施設管理統括者は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第5の3に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 施設管理統括者は、前二項に基づく保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前二項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 ～ 第10章 （省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第1の2 （省略）</p> <p>別表第2 非常事態（第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域内</td> <td> <p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>すみやかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p> </td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td> <p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 ～ 別表第5の3 （省略）</p>		区分	事項	周辺監視区域内	<p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>すみやかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p>	周辺監視区域外	<p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p>	<p>2 本体施設の施設管理統括者は、毎年度2回以上、当該原子炉施設の保安活動に常時従事する者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施し、<u>その訓練結果の評価を行わなければならない</u>。</p> <p>3 施設管理統括者は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第5の3に定める緊急作業についての訓練を実施し、<u>その訓練結果の評価を行わなければならない</u>。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施し、<u>その訓練結果の評価を行わなければならない</u>。</p> <p>4 施設管理統括者は、前二項に基づく保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前二項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 ～ 第10章 （変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第1の2 （変更なし）</p> <p>別表第2 非常事態（第4条第17号・第39条・第40条・第42条・第51条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺監視区域内</td> <td> <p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)<u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故</u></p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>速やかに周辺監視区域内に居る者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p> </td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td> <p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 ～ 別表第5の3 （変更なし）</p>		区分	事項	周辺監視区域内	<p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)<u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故</u></p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>速やかに周辺監視区域内に居る者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p>	周辺監視区域外	<p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p>	<p>評価の実施について明確化</p> <p>評価の実施について明確化</p> <p>非常事態に該当する事象の追加 項番号の繰下げ及び記載の適正化</p>
区分	事項															
周辺監視区域内	<p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>すみやかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p>															
周辺監視区域外	<p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p>															
区分	事項															
周辺監視区域内	<p>(1)異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態</p> <p>(2)異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態</p> <p>(3)<u>発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがある事故</u></p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は<u>速やかに周辺監視区域内に居る者若しくは相当数の者に報知する必要がある事態</u></p>															
周辺監視区域外	<p>機構又は機構から受託した者の核燃料物質等の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）</p>															

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考						
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)														別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1						2	3	4	5	6	7		8	9	11	12		
1. ~ 3.	(省略)													1. ~ 3.	(変更なし)																			
4. 放射線管理記録 イ ~ チ	(省略)													4. 放射線管理記録 イ ~ チ	(変更なし)																			
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	*5	*6	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *7		47	19							リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	*5	*6	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *7		47	19													
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	*5	*6	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *7		46 の 2	16 17							ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	*5	*6	法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間 *7		46 の 2	16 17													
ル	(省略)													ル	(変更なし)																			
5. ~ 11.	(省略)													5. ~ 11.	(変更なし)																			
<p>*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p>														<p>*1：当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>*2：原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>*3：原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>*4：当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p>																				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>*5 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7 : JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (省略)</p>	<p>*5 : <u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*6 : <u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>*7 : <u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)</p>	<p>廃棄物保管場所を有するJRR-3における固体廃棄物の保管及び引渡し前の措置に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目 次 （省略）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 第1条 ～ 第9条 （省略）</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第10条 ～ 第24条の2 （省略）</p> <p>第3章 被ばく管理 第25条 ～ 第30条 （省略）</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第31条 ～ 第36条の2 （省略）</p> <p>（周辺監視区域における放射線の測定等） 第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。</p> <p>2 前項の測定に用いる放射線測定機器は、別表第15に示すとおりとする。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6 （省略） （放射線測定機器の維持点検及び巡視） 第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目 次 （変更なし）</p> <p>第1章 放射線管理の業務 第1条 ～ 第9条 （変更なし）</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第10条 ～ 第24条の2 （変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理 第25条 ～ 第30条 （変更なし）</p> <p>第4章 環境放射線の管理 第31条 ～ 第36条の2 （変更なし）</p> <p>（周辺監視区域における放射線の測定等） 第37条 環境放射線管理課長は、周辺監視区域において、別表第13に掲げるところにより、空気吸収線量率を測定しなければならない。<u>なお、商用電源が喪失した場合でも非常用電源装置から給電し、その性能を維持するよう管理しなければならない。</u></p> <p>2 前項の測定に用いる放射線測定機器は、別表第15に示すとおりとする。</p> <p>3 <u>環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器の機能が喪失した場合、別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器を用いて測定を行う。</u></p> <p>4 環境放射線管理課長は、風向、風速、降雨量及び大気温度について、連続して観測しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6 （変更なし） （放射線測定機器の維持点検及び巡視） 第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第41条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管</p>	<p>モニタリングポストの非常用電源に係る記載を追加（管理の方法の詳細については下部要領で定める。）</p> <p>モニタリングポストの機能が喪失した場合の対応を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考																	
<p>理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、<u>前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。</u></p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第43条 ～ 第45条 （省略）</p>	<p>理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項に定める放射線測定機器の動作状況を毎週1回以上、巡視しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回以上、巡視するものとする。</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 区域放射線管理担当課長は、同一運転日において予定した原子炉の運転を再開するときは、第3項の点検を省略することができる。</p> <p>5 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器及び別表第15の2に掲げる可搬型の放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>6 環境放射線管理課長は、<u>下表に掲げる測定機器等について、巡視しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 940 2181 1310"> <thead> <tr> <th>測定機器等</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線測定機器 (モニタリングポスト)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/月</td> </tr> <tr> <td>(2) 動作状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)</td> <td>(1) 外観</td> <td rowspan="2">1回/週</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料量*</td> </tr> <tr> <td>動作状況</td> <td>1回/2月</td> </tr> </tbody> </table> <p>* <u>自動起動式設置型発電機のタンクに、連続運転可能時間が24時間を下回らないよう、必要な燃料量が保管されていることを確認する。</u></p> <p>7 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第4編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第37条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬</p> <p>第43条 ～ 第45条 （変更なし）</p>	測定機器等	項目	頻度	放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週	(2) 動作状況	可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月	(2) 動作状況	非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週	(2) 燃料量*	動作状況	1回/2月	<p>可搬型の放射線測定機器に係る記載を追加 放射線測定機器、可搬型の放射線測定機器及び非常用電源装置の巡視項目の明確化（巡視の方法の詳細については下部要領で定める。）</p>
測定機器等	項目	頻度																	
放射線測定機器 (モニタリングポスト)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 動作状況																		
可搬型の放射線測定機器 (サーベイメータ)	(1) 外観	1回/月																	
	(2) 動作状況																		
非常用電源装置 (自動起動式設置型発電機)	(1) 外観	1回/週																	
	(2) 燃料量*																		
	動作状況	1回/2月																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>（封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管）</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編から第5編及び第8編から第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第6編、第7編、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条（変更なし）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「R I法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 <u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>（封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管）</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編、<u>第4編</u>、<u>第8編</u>及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、<u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第5編から第7編まで、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、<u>JRR-3</u>、JRR-4、NSRR、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器（ポンプ、配管、タンク等）であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第5編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考										
<p>第48条～第49条（省略）</p> <p>第8章 異常時の措置 第50条～第55条（省略）</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の巡視及び点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、第38条の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、放射線管理部長、原子炉主任技術者及び関係する本体施設の施設管理者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置 （周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第57条（省略）</p> <p>別表第1～別表第15（省略）</p> <p>別表第16～別表第25（省略）</p> <p>別図第1（その1）～別図第2（省略）</p>	<p>第48条～第49条（変更なし）</p> <p>第8章 異常時の措置 第50条～第55条（変更なし）</p> <p>第4節 放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置 （放射線測定機器の巡視及び点検において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第56条 区域放射線管理担当課長は、第38条の巡視及び点検を行った結果、放射線測定機器に故障を認めるときは、修理、<u>交換</u>等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長及び原子炉主任技術者又は廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>2 区域放射線管理担当課長は、前項の通報とともに、本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>3 環境放射線管理課長は、第38条の巡視を行った結果、<u>別表第15</u>に掲げる放射線測定機器に故障を認めるときは、修理、<u>交換</u>等の措置を講ずるとともに、放射線管理部長、原子炉主任技術者及び関係する本体施設の施設管理者に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、点検実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p> <p>第5節 周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置 （周辺監視区域内の運搬中において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第57条（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第15（変更なし）</p> <p>別表第15の2 <u>可搬型の放射線測定機器（第37、38条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="1359 1444 2374 1749"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>使用方法</th> <th>測定線種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td>安全管理棟</td> <td>5</td> <td>別表第15に掲げる放射線測定機器の機能が喪失した場合に、周辺監視区域における放射線の測定に用いる。</td> <td>ガンマ線</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第16～別表第25（変更なし）</p> <p>別図第1（その1）～別図第2（変更なし）</p>	機器種別	保管場所	数量	使用方法	測定線種	サーベイメータ	安全管理棟	5	別表第15に掲げる放射線測定機器の機能が喪失した場合に、周辺監視区域における放射線の測定に用いる。	ガンマ線	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>可搬型の放射線測定機器の追加</p>
機器種別	保管場所	数量	使用方法	測定線種								
サーベイメータ	安全管理棟	5	別表第15に掲げる放射線測定機器の機能が喪失した場合に、周辺監視区域における放射線の測定に用いる。	ガンマ線								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
別記様式第1～別記様式第6 （省略）	別記様式第1～別記様式第6 （変更なし）	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第5編 JRR-3の管理

令和3年1月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第27条の2-第32条)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条・第59条の2)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 <u>地震後の措置</u> (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第1章 通則</p> <p><u>(適用範囲)</u></p> <p>第1条 <u>この編は、JRR-3の新規制基準への適合性が確認されるまでの期間にのみ適用する。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「炉心」とは、JRR-3に係る燃料要素、制御棒、照射筒、減速材及びベリリウム反射体で構成される領域をいう。</p> <p>(2)「炉内」とは、炉心、重水タンク、垂直照射孔、水平実験孔等を含む原子炉プール内面の領域をいう。</p> <p>(3)「重水」とは、JRR-3の反射材として用いる重水をいう。</p> <p>(4)「安全保護回路等」とは、安全保護回路、工学的安全施設及び制御棒リバーをいう。</p>	<p>第5編 JRR-3の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第13条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第14条)</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (第15条・第16条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第17条-第22条)</p> <p>第4節 運転 (第23条-第27条)</p> <p>第3章 保守管理 (第27条の2-<u>第32条の3</u>)</p> <p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 (第33条-第43条)</p> <p>第5章 重水の管理 (第44条-第47条)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 (第48条・第49条)</p> <p>第7章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 (第50条-第53条)</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 (第54条-第58条)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第59条・第59条の2)</p> <p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めた場合の措置 (第60条-第62条)</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 (第63条)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置 (第64条)</p> <p>第7節 <u>自然現象等が発生した場合の措置</u> (第65条)</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第66条)</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第67条)</p> <p>第8章 放射線管理 (第68条-第70条)</p> <p><u>第9章 固体廃棄物の保管 (第71条)</u></p> <p>第1章 通則</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「炉心」とは、JRR-3に係る燃料要素、制御棒、照射筒、減速材及びベリリウム反射体で構成される領域をいう。</p> <p>(2)「炉内」とは、炉心、重水タンク、垂直照射孔、水平実験孔等を含む原子炉プール内面の領域をいう。</p> <p>(3)「重水」とは、JRR-3の反射材として用いる重水をいう。</p> <p>(4)「安全保護回路等」とは、安全保護回路、工学的安全施設及び制御棒リバーをいう。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため条の追加</p> <p>自然現象等が発生した場合の措置の追加に係る名称の変更</p> <p>固体廃棄物の保管に関する事項の追加</p> <p>許可との整合に係る条の削除</p> <p>条番号の繰り上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(5)「特殊試験」とは、通常の運転操作手順によらない状態にて行う試験をいう。</p> <p>(6)「炉運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3運転班長をいう。</p> <p>(7)「炉運転班長代理」とは、第1編第8条第2項に定める運転班長代理をいう。</p> <p>(8)「機械室運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3機械室運転班長をいう。</p> <p>第2条～第4条 (省略)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第5条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-3本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>(6) 注意喚起信号が発生した場合の措置に関する事項 (原子炉を停止する可能性があるもの)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号及び第6号に掲げる事項について定めたJRR-3特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、利用施設に関し、第1項第1号から第4号に掲げる事項について定めたJRR-3利用施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認又は第3項の同意をしようとするときは、JRR-3原子炉主任技術者 (以下この編において「原子炉主任技術者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は第1項及び第4項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(5)「特殊試験」とは、通常の運転操作手順によらない状態にて行う試験をいう。</p> <p>(6)「炉運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3運転班長をいう。</p> <p>(7)「炉運転班長代理」とは、第1編第8条第2項に定める運転班長代理をいう。</p> <p>(8)「機械室運転班長」とは、第1編第8条第1項に定めるJRR-3機械室運転班長をいう。</p> <p>第2条～第4条 (変更なし)</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第5条 JRR-3管理課長及び研究炉技術課長は本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJRR-3本体施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(5) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>(6) 注意喚起信号が発生した場合の措置に関する事項 (原子炉を停止する可能性があるもの)</p> <p><u>(7) 可燃物の管理に関する事項</u></p> <p><u>(8) 外部事象 (竜巻、火山、森林火災等)、内部火災及び内部溢水が発生した場合の措置、要員配置及び教育訓練に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、前項第1号から第4号及び第6号に掲げる事項について定めたJRR-3特定施設運転手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 利用施設管理課長は、利用施設に関し、第1項第1号から第4号に掲げる事項について定めたJRR-3利用施設運転手引を作成し、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第1項及び前項の承認又は第3項の同意をしようとするときは、JRR-3原子炉主任技術者 (以下この編において「原子炉主任技術者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は第1項及び第4項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置)</u></p> <p><u>第5条の2 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するため、別表第29に掲げる措置を講じなければならない。また、作業員の被ばくを低減するため、多量の放射性物質等を放出する事故発生時に使用する空気呼吸器等の資機材を備えなければならない。</u></p> <p>2 JRR-3管理課長は、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合を想定し、次の各</p>	<p>可燃物の管理及び設計基準事象に関する事項の追加</p> <p>多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第27条の2～第32条 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>床面について、2時間に1回の頻度で溢水の発生の有無を確認しなければならない。</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御設備</p> <p>2 機械室運転班長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備について、1日1回以上巡視しなければならない。</p> <p>(1) 受変電設備 (2) 非常用電源設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備 (5) 空気圧縮設備</p> <p>3 利用施設管理課長は、原子炉の運転中、次の各号に掲げる設備及び装置について、1日1回以上巡視しなければならない。ただし、それぞれの設備又は装置について使用しないときは、これを省略できる。</p> <p>(1) 水力照射設備 (2) 気送照射設備 (3) 冷中性子源装置</p> <p>第27条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第27条の2～第32条 (変更なし)</p> <p><u>(維持すべき機器等の管理)</u></p> <p>第32条の2 JRR-3管理課長又は工務第1課長は、別表第31に掲げる機器等について、同表に定める設置場所及び数量並びにそれらの機能を維持するよう管理しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長又は工務第1課長は、前項の機器等に故障又は経年劣化による性能低下が生じた場合は、修理又は代替品と交換しなければならない。</p> <p><u>(自然現象等に備えた管理)</u></p> <p>第32条の3 JRR-3管理課長は、JRR-3の周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第2に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</p> <p>2 JRR-3管理課長は、竜巻(藤田スケールF1、最大風速49m/s)による飛来によって、JRR-3に影響を及ぼすおそれがある物体に対して、飛来防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、飛来防止対策の実施状況について、定期事業者検査を受ける時期ごとに巡視しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について、管理しなければならない。</p>	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 J R R - 3 の管理) 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 第33条～第43条(省略)</p> <p>第5章 重水の管理 第44条～第47条(省略)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 第48条～第49条(省略)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第52条(省略)</p> <p>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第53条 J R R - 3管理課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1)安全保護回路等及び警報装置が正常に復帰していること。 (2)作動した安全保護回路等又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。 (3)第23条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 J R R - 3管理課長は、前項の確認の後、原子炉を再起動しようとするときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) J R R - 3施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止した場合。 (2)自然災害(地震を除く)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条(省略)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに J R R - 3管理課長に通報しなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼす恐れのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</p>	<p>第4章 燃料要素及び燃料体の管理 第33条～第43条(変更なし)</p> <p>第5章 重水の管理 第44条～第47条(変更なし)</p> <p>第6章 キャプセル等の管理 第48条～第49条(変更なし)</p> <p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置 第50条～第52条(変更なし)</p> <p>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</p> <p>第53条 J R R - 3管理課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1)安全保護回路等及び警報装置が正常に復帰していること。 (2)作動した安全保護回路等又は警報装置の計器及び原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。 (3)第23条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 J R R - 3管理課長は、前項の確認の後、原子炉を再起動しようとするときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、研究炉加速器技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) J R R - 3施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止した場合。 (2)自然現象等(地震を除く)が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置 第54条～第58条(変更なし)</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第59条 炉運転班長は、第26条第1項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに J R R - 3管理課長に通報しなければならない。<u>制御室周辺の溢水を確認したときも同様とする。</u>また、その異常が特定施設に影響を及ぼす<u>おそれのあるときは、機械室運転班長に通報しなければならない。</u></p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>第65条の変更に伴う記載の適正化、記載の適正化</p> <p>制御室周辺における内部溢水に係る対策の追加、記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第5編 JRR-3の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項及び前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第27条第2項の原子炉停止後の点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視、第27条第2項の原子炉停止後の点検並びに第65条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めたと旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>2 機械室運転班長は、第26条第2項の原子炉運転中の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態に復帰させるための措置を講ずるとともに炉運転班長及び工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>3 炉運転班長は、第1項又は前項における原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止し、その旨をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>4 JRR-3管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第27条第2項の原子炉停止後の点検、第32条第1項の原子炉停止中の巡視、第65条の自然現象等が発生した場合の点検及び第71条第2項の廃棄物保管場所の巡視の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用施設管理課長は、第23条の原子炉運転開始前の点検、第26条第3項の原子炉運転中の巡視、第27条第2項の原子炉停止後の点検並びに第65条の自然現象等が発生した場合の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講ずるとともに、JRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第1項、第3項及び前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第1課長から異常を認めたと旨の通報を受けたとき及び第4項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、研究炉加速器技術部長、原子炉主任技術者に通報しなければならない。<u>また、実験者等の避難、敷地周辺の放射線量の監視、作業員の被ばく低減等について、必要に応じて対策を講じなければならない。</u></p> <p>7 研究炉加速器技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p> <p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>
<p>(火災発生時の措置)</p> <p>第59条の2</p>	<p>(火災発生時の措置)</p> <p>第59条の2 <u>JRR-3管理課長は、JRR-3内で発生した火災の原因及び状況が、原子炉の運転に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、原子炉を停止しなければならない。屋内消火設備を用いて消火活動を実施するときも同様とする。</u></p>	<p>内部火災発生に係る措置の追加</p>
<p>JRR-3管理課長、<u>利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長</u>及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 火災鎮火後、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p>	<p><u>2</u> JRR-3管理課長、<u>工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長</u>及び放射線管理第1課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 火災鎮火後、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設（北地区）等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p><u>3</u> <u>利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長</u>及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p>	<p><u>4</u> <u>工務第1課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長</u>及び放射線管理第1課長は、前項の確認の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p><u>4</u> JRR-3管理課長は、<u>第2項</u>の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p><u>5</u> JRR-3管理課長は、<u>第3項</u>の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めたとした場合の措置</p> <p>第60条～第62条（省略）</p>	<p>第4節 燃料要素及び燃料体に異常を認めたとした場合の措置</p> <p>第60条～第62条（変更なし）</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</p> <p>第63条 (省略)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置</p> <p>第64条 (省略)</p> <p>第7節 <u>地震後</u>の措置 (地震後の措置)</p> <p>第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、<u>放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設を及び研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等</u>について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</p>	<p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置</p> <p>第63条 (変更なし)</p> <p>第6節 重水に異常を認めた場合の措置</p> <p>第64条 (変更なし)</p> <p>第7節 <u>自然現象等が発生した場合</u>の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第65条 震度4以上の地震が発生したときは、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、<u>研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる課長は、竜巻に対してそれぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、竜巻がJRR-3に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>竜巻がJRR-3周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合は、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる課長は、火山の噴火に対してそれぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、JRR-3に影響を及ぼす降灰のおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>JRR-3に影響を及ぼす降灰があった場合は、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p>(3) <u>JRR-3管理課長は、降下火砕物の荷重により、JRR-3に損傷を及ぼすおそれがある場合は、降下火砕物の除去を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 次の各号に掲げる課長は、原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発の発生に対して、それぞれ当該各号に定めた措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発の発生がJRR-3に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉を停止しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>当該火災又は爆発の終息後、JRR-3管理課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、利用施設管理課長は利用施設を、研究炉技術課長は使用済燃料貯蔵施設(北地区)等を、及び放射線管理第1課長はJRR-3の放射線管理施設について、それぞれ所管する施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>5 JRR-3管理課長は、原子炉の運転中、施設周辺で有毒ガスが発生した場合は、必要に応じ</u></p>	<p>自然現象等が発生した場合に係る措置の追加</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第5編 JRR-3の管理） 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>2 工務第1課長、利用施設管理課長、放射線管理第1課長及び研究炉技術課長は、前項の点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 JRR-3管理課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条（省略）</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第67条（省略）</p> <p>第8章 放射線管理 （管理区域の区分） 第68条 JRR-3に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>第69条～第70条（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>別表第1～別表第28（省略）</p>	<p><u>て原子炉を停止するとともに、運転要員を退避させる措置を講じなければならない。</u></p> <p>6 工務第1課長、利用施設管理課長、<u>研究炉技術課長及び放射線管理第1課長は、第1項から第4項までの点検の結果をJRR-3管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>7 JRR-3管理課長は、<u>第1項から第4項までの点検又は第5項の措置を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、研究炉加速器技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第8節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 第66条（変更なし）</p> <p>第9節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第67条（変更なし）</p> <p>第8章 放射線管理 （管理区域の区分） 第68条 JRR-3に係る管理区域の区分は、別図第3に示すとおりとする。</p> <p>第69条～第70条（変更なし）</p> <p>第9章 固体廃棄物の保管 <u>（固体廃棄物の保管）</u> 第71条 課長等は、<u>固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの限られた期間、JRR-3内で保管するときは、別表第32に掲げる廃棄物保管場所にて保管能力の範囲内で保管しなければならない。</u></p> <p>2 JRR-3管理課長は、<u>前項の廃棄物保管場所の異常の有無を確認するため、3月間に1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p>別表第1～別表第28（変更なし）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化、自然現象等が発生した場合に係る措置の明確化</p> <p>設置変更許可申請書との整合に伴う図番号の繰り下げ</p> <p>固体廃棄物の保管に関する事項の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後			備考
(新設)	別表第29 多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置 (第5条の2第1項関係)			多量の放射性物質等を放出する事故に係る措置の追加
	<p>発生事象</p> <p>全ての停止機能が喪失した場合</p>	<p>判断基準</p> <p>・全制御棒が挿入できないこと及び中央制御室から重水ダンプ弁の開操作ができないことを確認した後、以下の警報が発報していないとき。</p> <p>①1次冷却材流量低 ②1次冷却材炉心出口温度高</p> <p>・全制御棒が挿入できないこと及び中央制御室から重水ダンプ弁の開操作ができないことを確認した後、以下の警報のいずれかが発報したとき。</p> <p>①1次冷却材流量低 ②1次冷却材炉心出口温度高</p> <p>なお、電源喪失等によりこれらの監視機能が喪失した場合も同様とする。</p>	<p>措置</p> <p>①炉頂部よりホウ酸を原子炉プールに投入する。 ②ホウ酸投入により未臨界となったことを確認した後、カナル下室にて重水ダンプ弁の手動開操作を行う。</p> <p>①カナル下室にて重水ダンプ弁の手動開操作を行う。</p>	
	<p>1次冷却系配管が損傷し、かつ、サイフォンブレイク弁が機能喪失した場合</p>	<p>・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以下であることを常設の監視設備で確認した後、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。</p> <p>・常設の監視設備が機能喪失した状況を確認し、かつ、原子炉建家周辺の空間線量率に有意な上昇がないが、原子炉プール水の漏えいを確認したとき。</p>	<p>①炉頂部よりサイフォンブレイク弁開操作を行う。 ②カナル下室より1次冷却系止め弁の閉操作を行う。 ③軽水貯留タンク、原子炉建家内給水設備から給水を行う。</p> <p>①炉頂部にてサイフォンブレイク弁の状態を確認する。 ②サイフォンブレイク弁が閉状態の場合は、連通弁を開操作し、原子炉プール水位を確認する。 ③原子炉プール水位を監視可能な-250cmまで、炉頂部よりサイフォンブレイク弁の開操作を行う。</p>	
		<p>・原子炉プール水位低下速度が-5cm/分以上であることを常設の監視設備で確認し、かつ、中央制御室からサイフォンブレイク弁の開操作を行い作動しないとき。</p>	<p>①原子炉建家外給水設備から給水を行う。</p>	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後		備考																								
		<p>・常設の監視設備が機能喪失した状況を確認した後、原子炉建家周辺の空間線量率に有意な上昇(通常時の100倍以上)があるとき。</p>																									
<p>燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合</p>	<p>下記のいずれかのとき。</p> <p>・燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が作動しないとき。</p> <p>・次の監視計器の指示値から非常用排気設備のフィルタが有効に働いていないことを確認したとき。</p> <p>①非常用排気設備フィルタ差圧計 ②燃料事故モニタ ③事故時用モニタ ④モニタリングポスト</p>	<p>①原子炉建家の換気系(通常用及び非常用の双方)を停止する。</p> <p>②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所(出入り口、非常口等)に目張りを講じる。</p>																									
<p>(新設)</p>	<p>別表第30 多量の放射性物質等を放出する事故発生時における必要な資機材(第5条の2第5項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1320 1024 2418 1444"> <thead> <tr> <th>資機材</th> <th>保管場所</th> <th>数量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電動機式可搬型ポンプ</td> <td>原子炉建家内</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型発電機</td> <td>原子炉建家外</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防用ホース</td> <td>原子炉建家内</td> <td>4本(各20m)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>4本(各20m)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源ケーブル</td> <td>原子炉建家内</td> <td>4本(30m×3本、20m×1本)</td> </tr> <tr> <td>原子炉建家外</td> <td>4本(30m×3本、20m×1本)</td> </tr> <tr> <td>ホウ酸</td> <td>原子炉建家内</td> <td>14kg以上(10B96%濃縮ホウ酸)</td> </tr> </tbody> </table>		資機材	保管場所	数量等	電動機式可搬型ポンプ	原子炉建家内	1台	原子炉建家外	1台	可搬型発電機	原子炉建家外	1台	消防用ホース	原子炉建家内	4本(各20m)	原子炉建家外	4本(各20m)	電源ケーブル	原子炉建家内	4本(30m×3本、20m×1本)	原子炉建家外	4本(30m×3本、20m×1本)	ホウ酸	原子炉建家内	14kg以上(10B96%濃縮ホウ酸)	<p>多量の放射性物質等を放出する事故に係る資機材の追加</p>
資機材	保管場所	数量等																									
電動機式可搬型ポンプ	原子炉建家内	1台																									
	原子炉建家外	1台																									
可搬型発電機	原子炉建家外	1台																									
消防用ホース	原子炉建家内	4本(各20m)																									
	原子炉建家外	4本(各20m)																									
電源ケーブル	原子炉建家内	4本(30m×3本、20m×1本)																									
	原子炉建家外	4本(30m×3本、20m×1本)																									
ホウ酸	原子炉建家内	14kg以上(10B96%濃縮ホウ酸)																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後				備考	
(新設)	別表第31 維持すべき機器等 (第32条の2第1項関係)				設置変更許可申請書との整合のため追加	
	分類	種類		設置場所		数量
	保安灯等*1	保安灯		原子炉建家		71台
		冷却塔				13台
		実験利用棟				85台
		使用済燃料貯槽室				11台
		燃料管理施設				10台
		事務管理棟				23台
		原子炉制御棟				33台
		コンプレッサ棟				3台
		使用済燃料貯蔵施設				38台
		誘導標識又は誘導灯		原子炉建家		25台
				冷却塔		5台
				実験利用棟		39台
				使用済燃料貯槽室		3台
				燃料管理施設		3台
				事務管理棟		17台
				原子炉制御棟		11台
				コンプレッサ棟		4台
				使用済燃料貯蔵施設		10台
	通信連絡設備*2	一斉指令放送装置	一斉指令放送主装置	原子炉制御棟		1台
			リモートマイク	原子炉制御棟		1台
			スピーカ	原子炉建家		12台
				使用済燃料貯槽室		2台
				燃料管理施設		3台
				事務管理棟		17台
				原子炉制御棟		11台
実験利用棟				40台		
コンプレッサ棟				3台		
冷却塔		1台				
ページング式インターホン装置		ページング主装置	原子炉制御棟	1台		
		スピーカ内蔵型端末	原子炉建家	15台		
			燃料管理施設	5台		
			事務管理棟	16台		
			原子炉制御棟	14台		
	実験利用棟		26台			
冷却塔	2台					
スピーカ外付型端末	原子炉建家	8台				

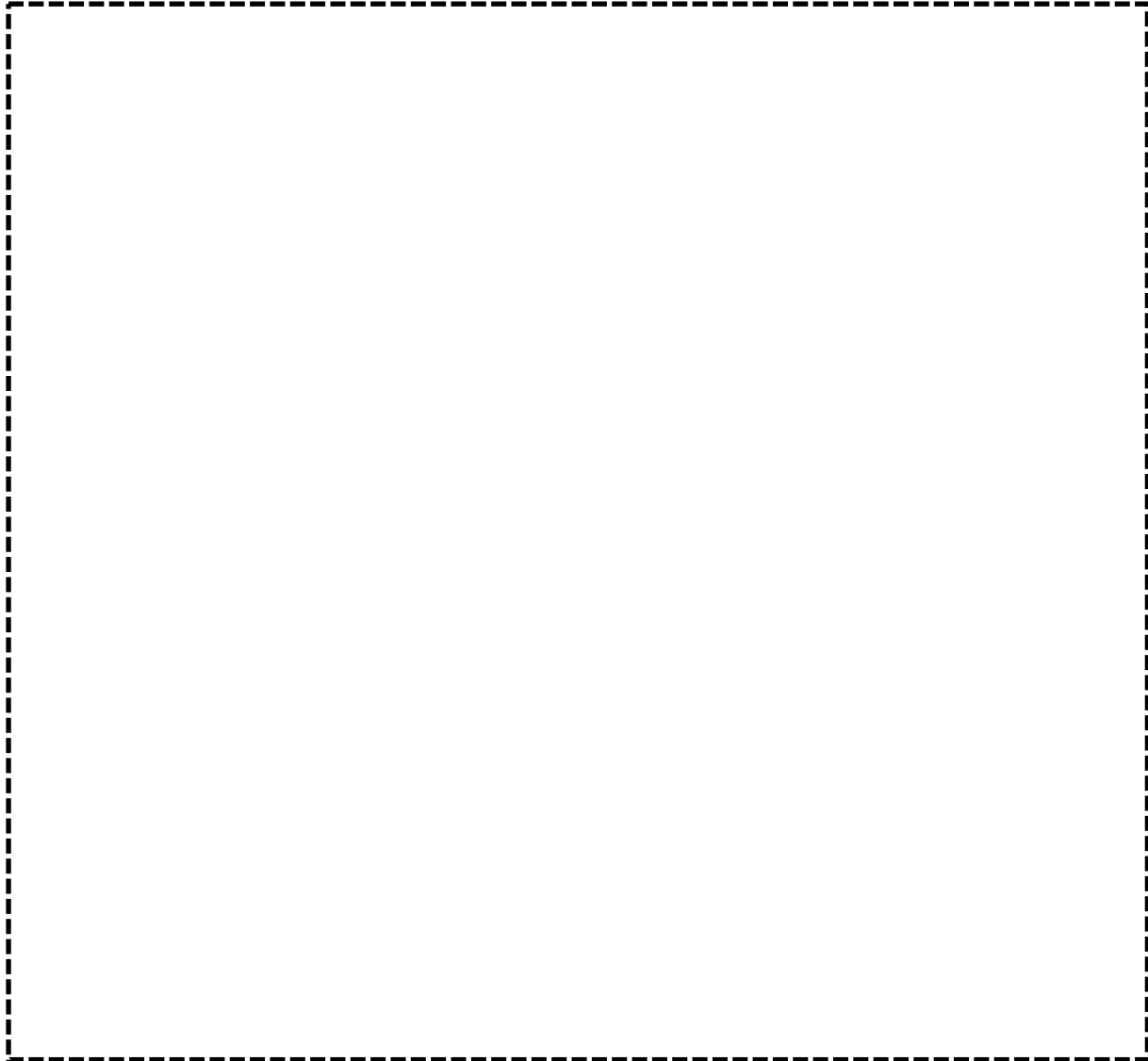
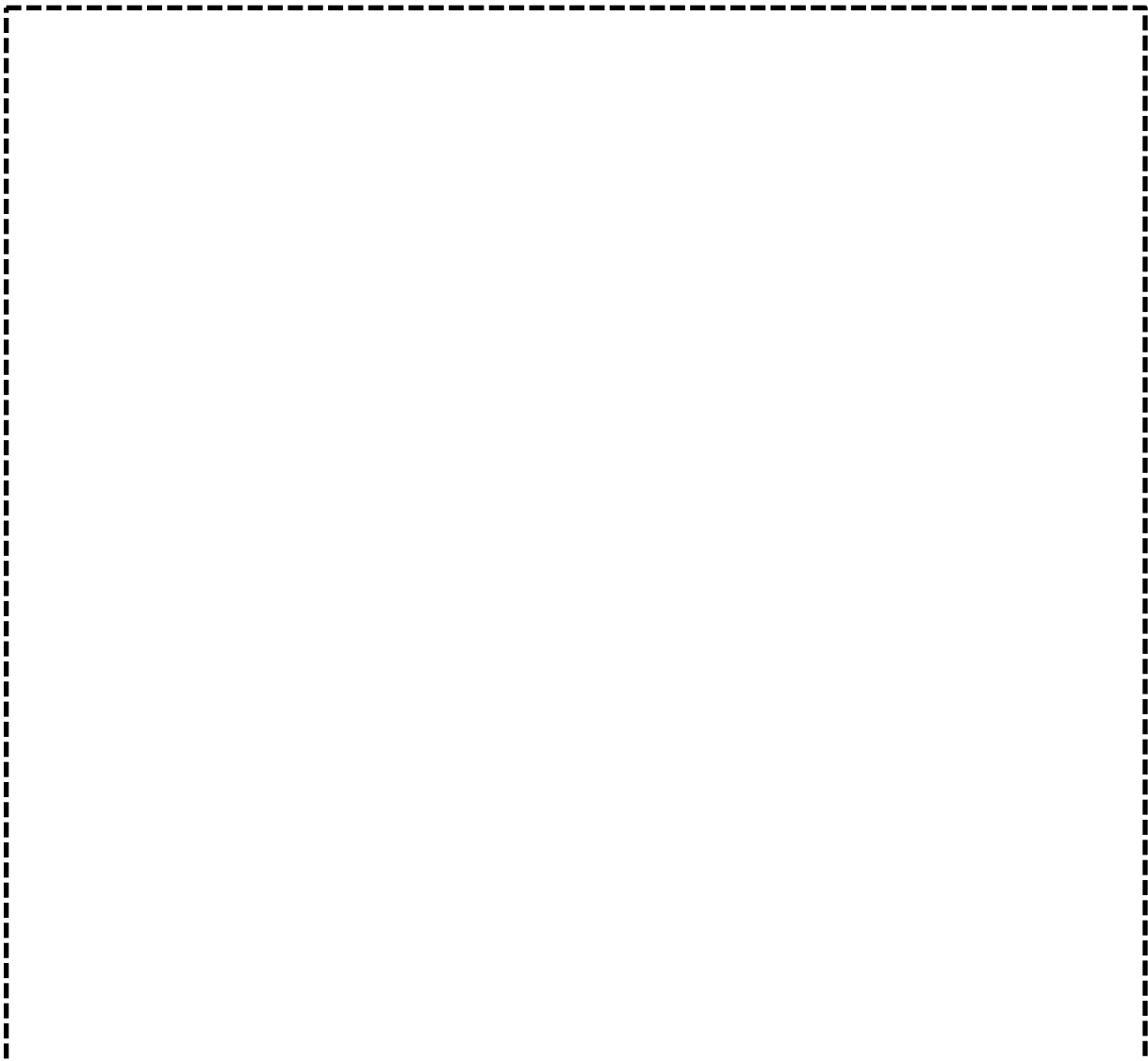
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後				備考
		(端末)	使用済燃料貯槽室	2台	固体廃棄物の保管に関する事項の追加
			事務管理棟	4台	
			原子炉制御棟	5台	
			実験利用棟	7台	
			コンプレッサ棟	1台	
			冷却塔	5台	
		スピーカ外付型端末 (スピーカ)	原子炉建家	8基	
			使用済燃料貯槽室	2基	
			事務管理棟	5基	
			原子炉制御棟	5基	
			実験利用棟	7基	
			コンプレッサ棟	2基	
			冷却塔	5基	
	固定電話及び携 帯電話	固定電話	原子炉制御棟	1台	
			使用済燃料貯蔵施設	1台	
		携帯電話	原子炉制御棟	1台	
			使用済燃料貯蔵施設	1台	
	施設間通信連絡 設備	固定電話	JRR-3 事故現場指揮所	1台	
		携帯電話	JRR-3 事故現場指揮所	1台	
	溢水防護設備	マンホール蓋 (穴付き格子蓋)	原子炉制御棟地階	1枚	
	廃液貯槽漏え い検知器	漏えい検知器、センサー	廃液貯槽室	1式	
		信号ケーブル	廃液貯槽室	1式	
		電源ケーブル	廃液貯槽室	1式	
	原子炉制御棟 換気空調設備	手動式風量調整ダンパ	事務管理棟地下	1基	
(新設)	* 1 別図第4及び別図第5に配置を示す。				
	* 2 別図第6～別図第9に配置を示す。				
	別表第32 各廃棄物保管場所の保管能力 (第71条関係)				
	保管場所	保管能力			
	原子炉建家廃棄物保管室	2000 ドラム缶換算：約20本			
	実験利用棟廃棄物保管室	2000 ドラム缶換算：約4本			
	実験利用棟廃棄物保管場所 (1)	2000 ドラム缶換算：約5本			
	実験利用棟廃棄物保管場所 (2)	フィルタ：約45個			
	実験利用棟廃棄物保管場所 (3)	2000 ドラム缶換算：約8本			

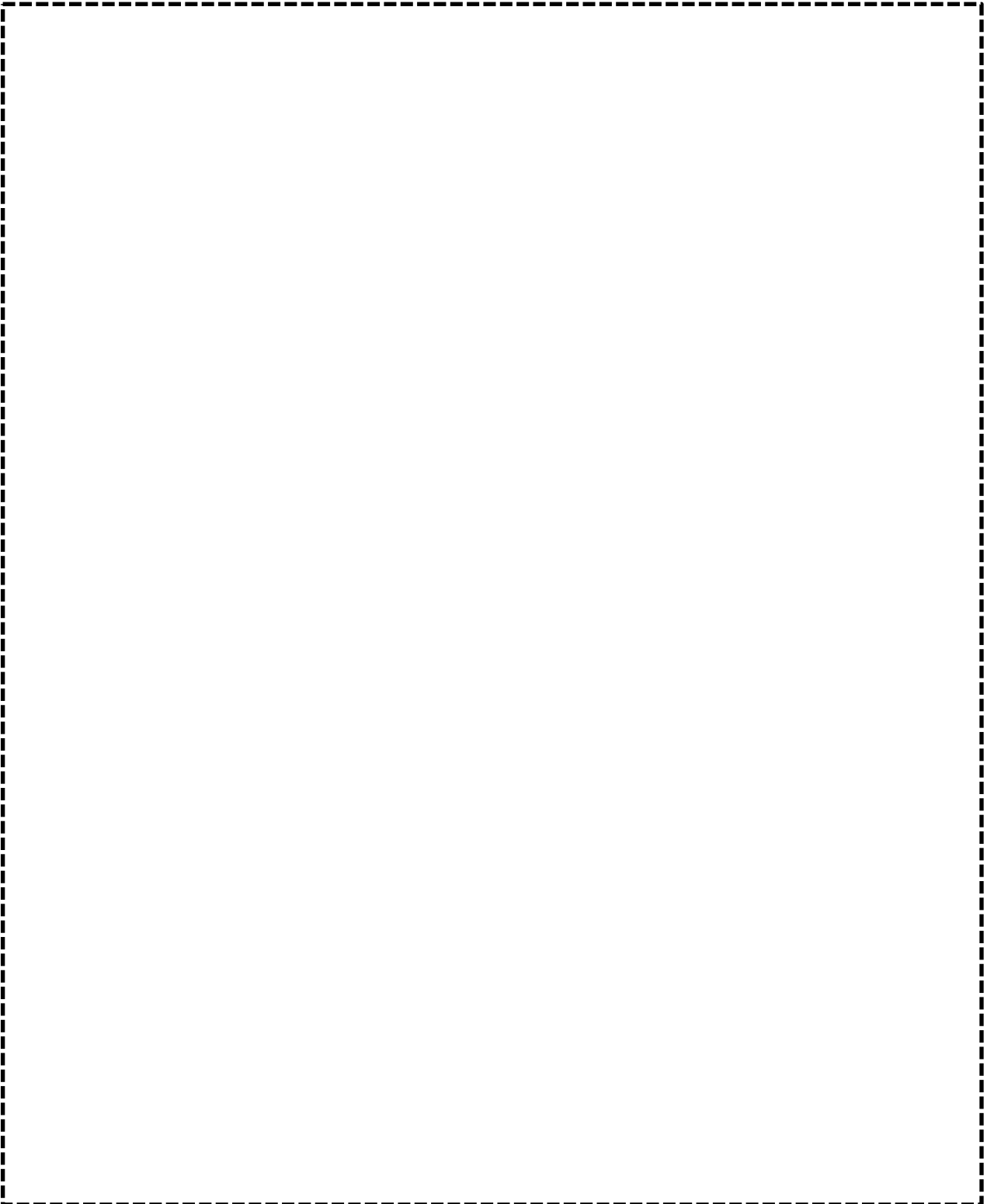
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 (その1) ~別図第1 (その3) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>別図第1 (その1) ~別図第1 (その3) (変更なし)</p> <p>別図第2 (その1) JRR-3 原子炉建家周辺に係る樹木の管理の範囲</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>
<p>(新設)</p>	<p>別図第2 (その2) 使用済燃料貯蔵施設に係る樹木の管理の範囲</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

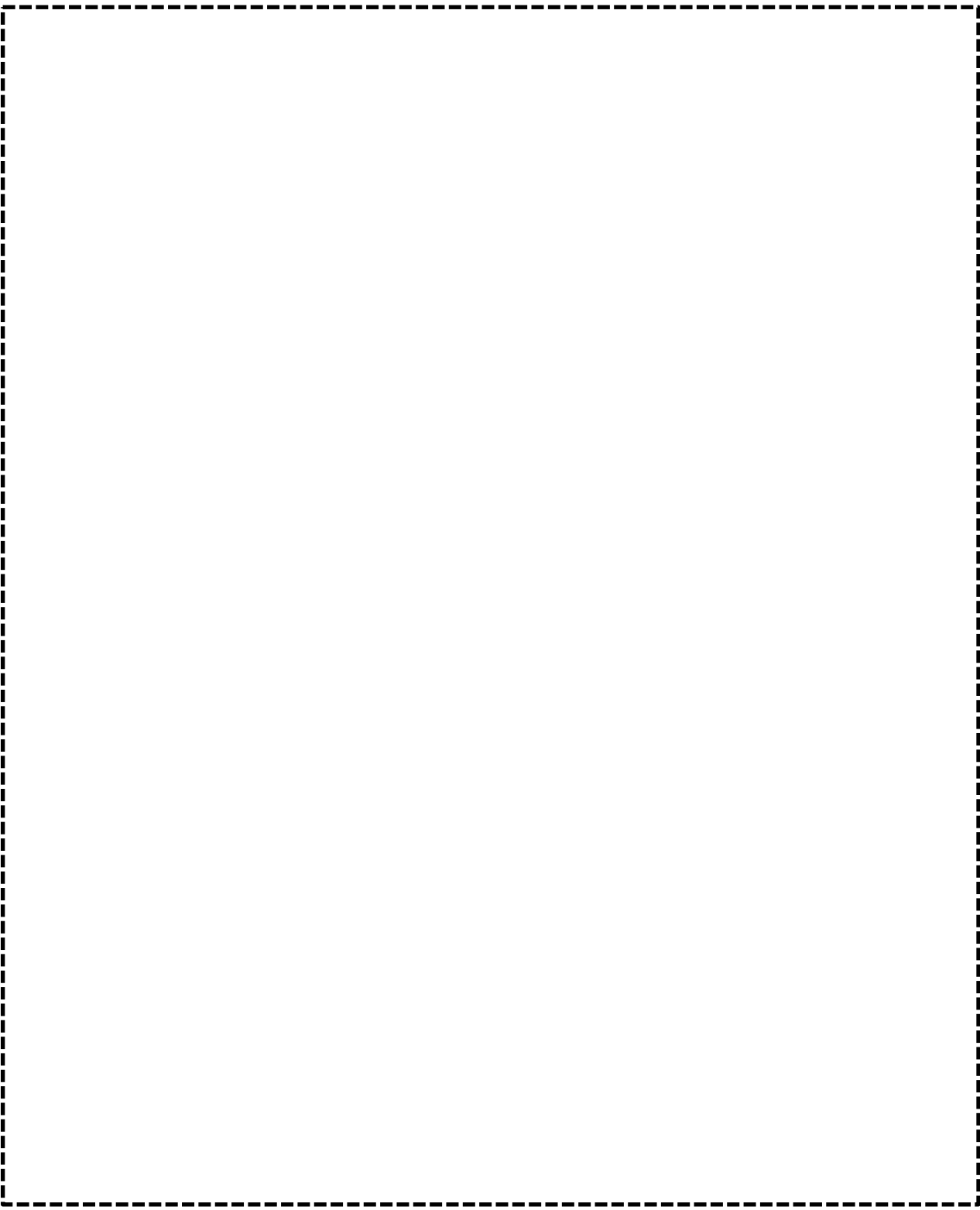
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 (その2) JRR-3 地階 平面図 (1/2)</p> 	<p>別図第3 (その2) JRR-3 地階 平面図 (1/2)</p> 	<p>廃棄物保管場所の追加及び図番号繰り下げ 記載の適正化 (雲かけ部が変更箇所)</p>
<p>別図第2 (その3) JRR-3 地階平面図 (2/2) (省略)</p>	<p>別図第3 (その3) JRR-3 地階平面図 (2/2) (変更なし)</p>	<p>記載の適正化 図番号の繰り下げ</p>
<p>別図第2 (その4) 使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 1階平面図 (省略)</p>	<p>別図第3 (その4) 使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 1階平面図 (変更なし)</p>	<p>図番号の繰り下げ</p>
<p>別図第2 (その5) 使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 地階平面図 (省略)</p>	<p>別図第3 (その5) 使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 地階平面図 (変更なし)</p>	<p>図番号の繰り下げ</p>

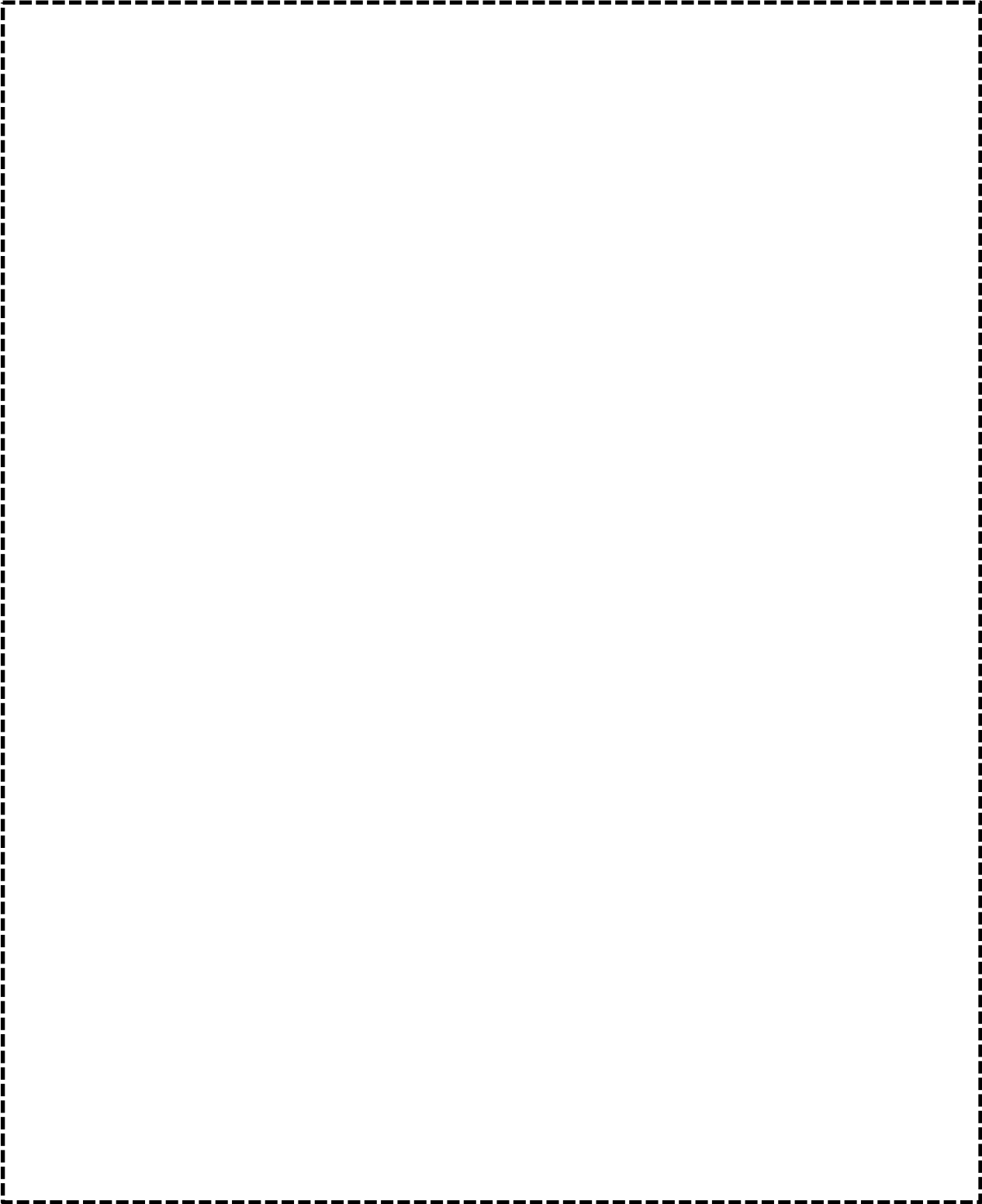
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第4 (その1) JRR-3の保安灯等の配置図</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

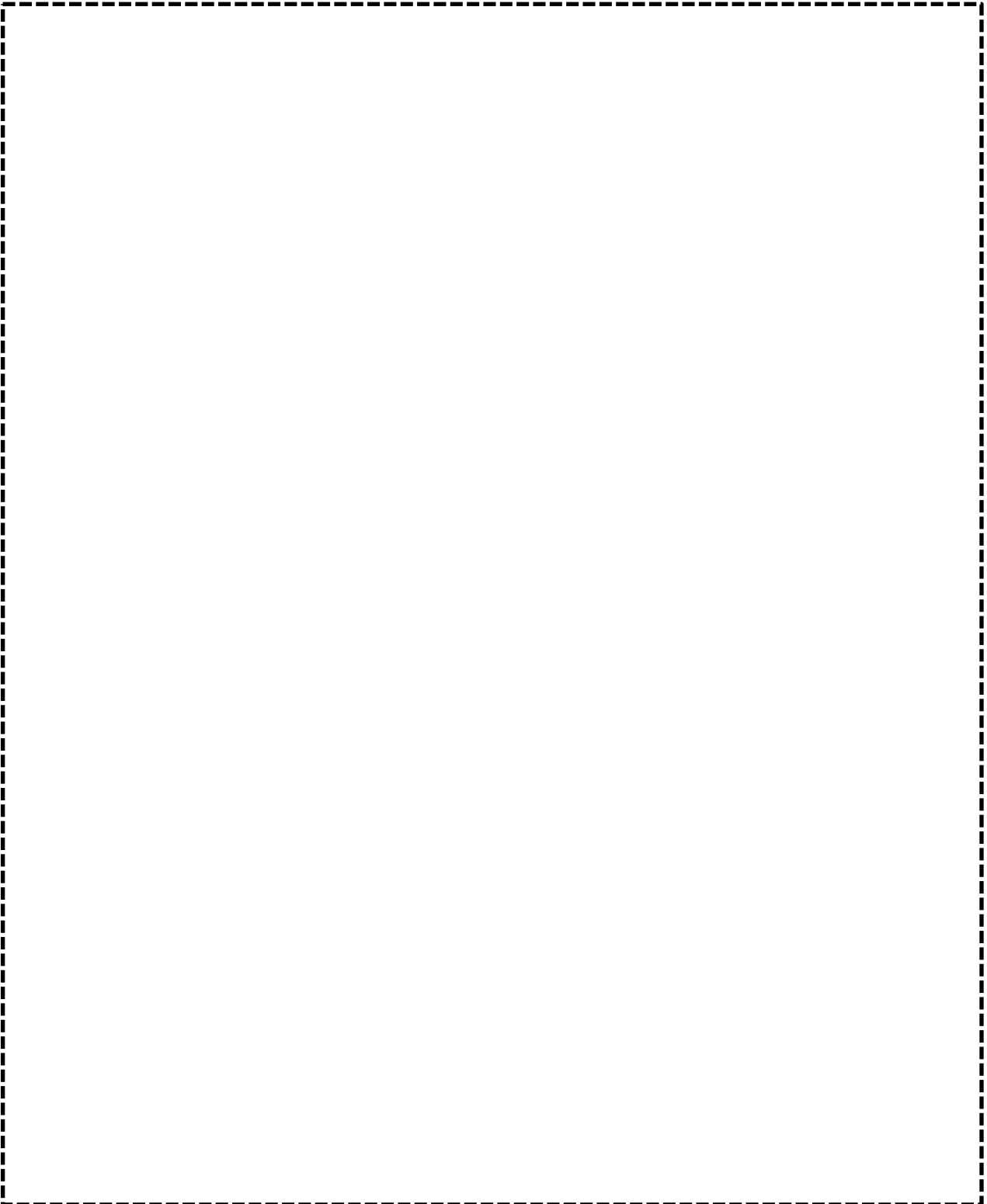
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第4 (その2) JRR-3の保安灯等の配置図</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

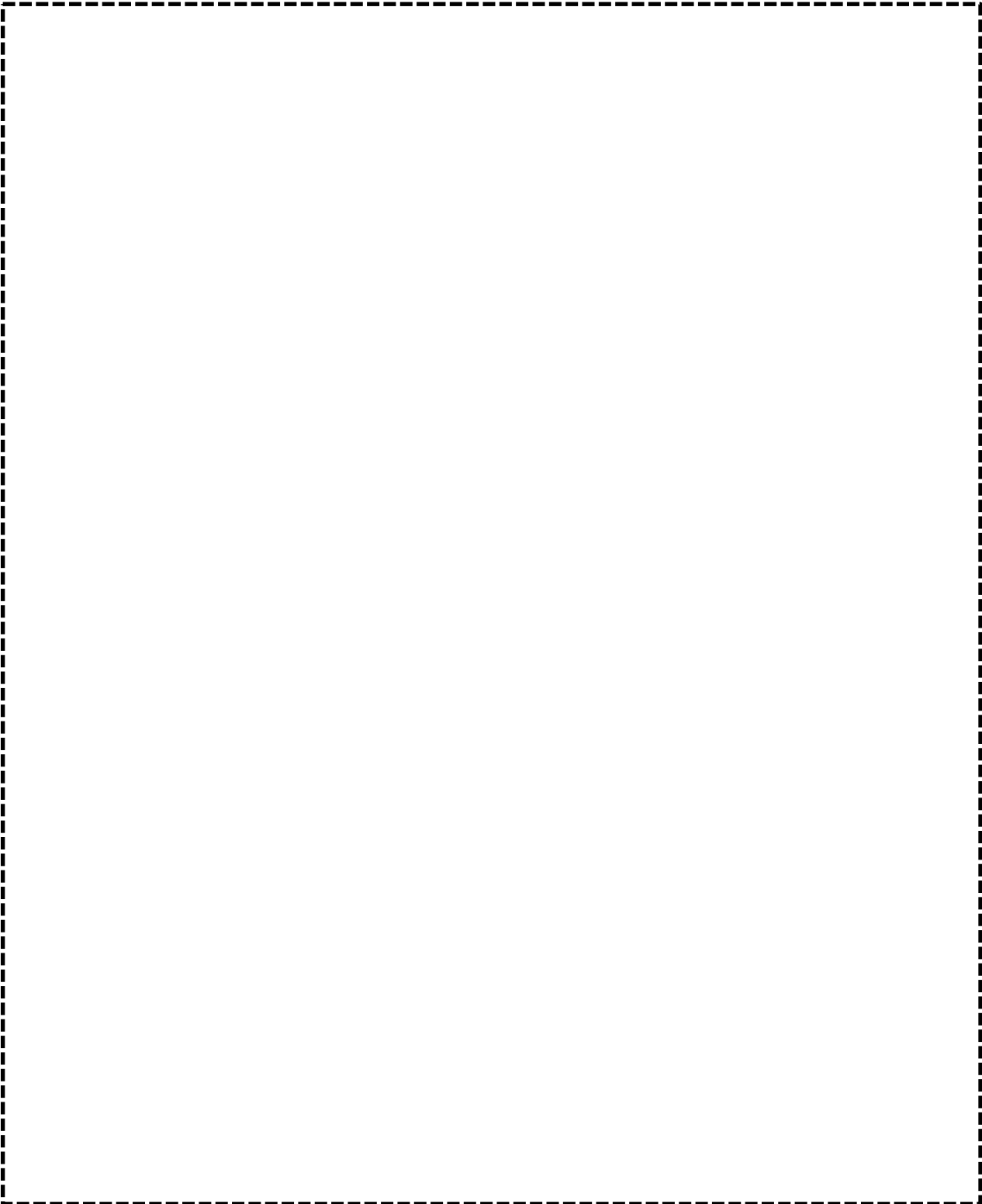
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第4 (その3) JRR-3の保安灯等の配置図</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

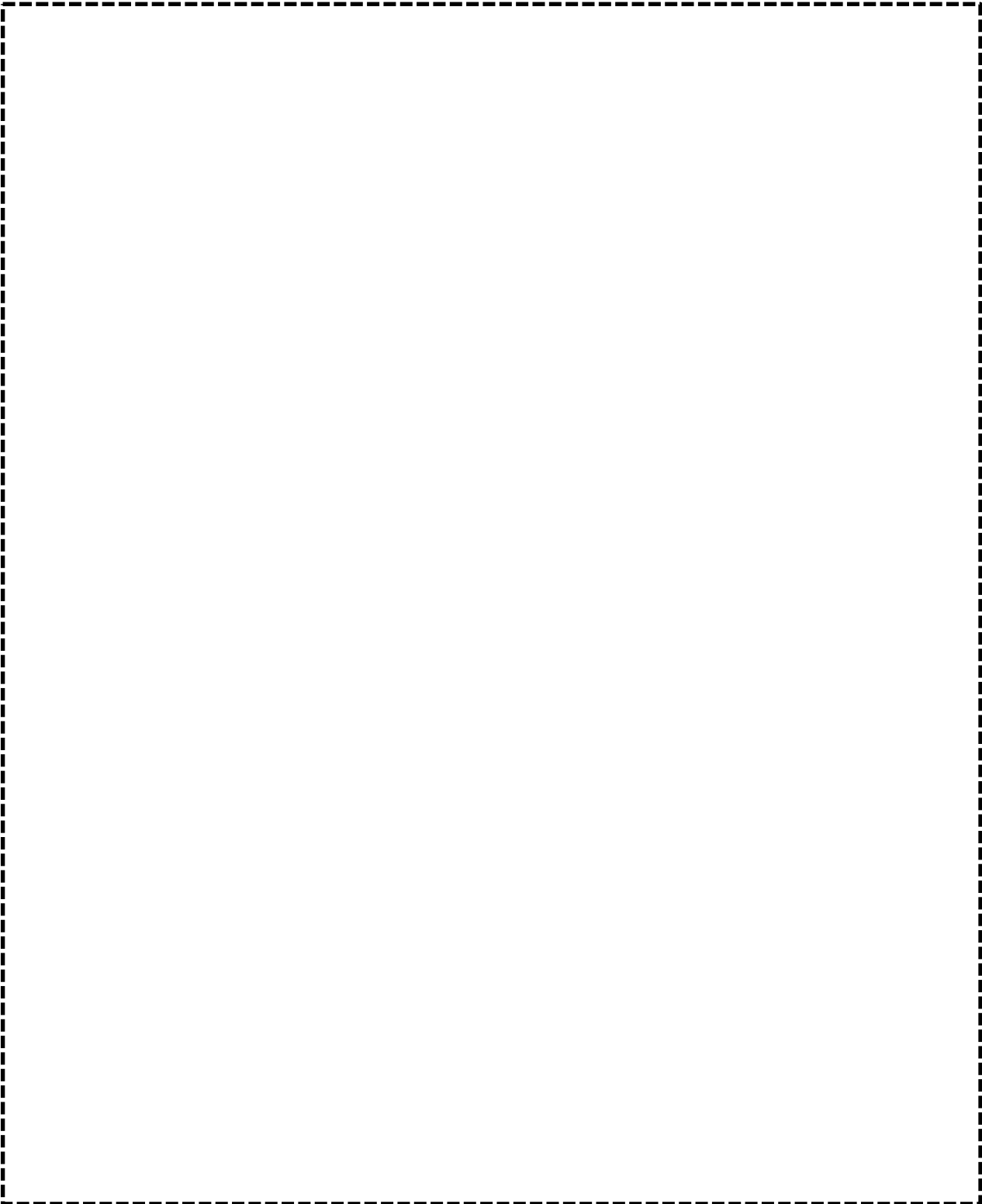
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第5 使用済燃料貯蔵施設の保安灯等の配置図</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

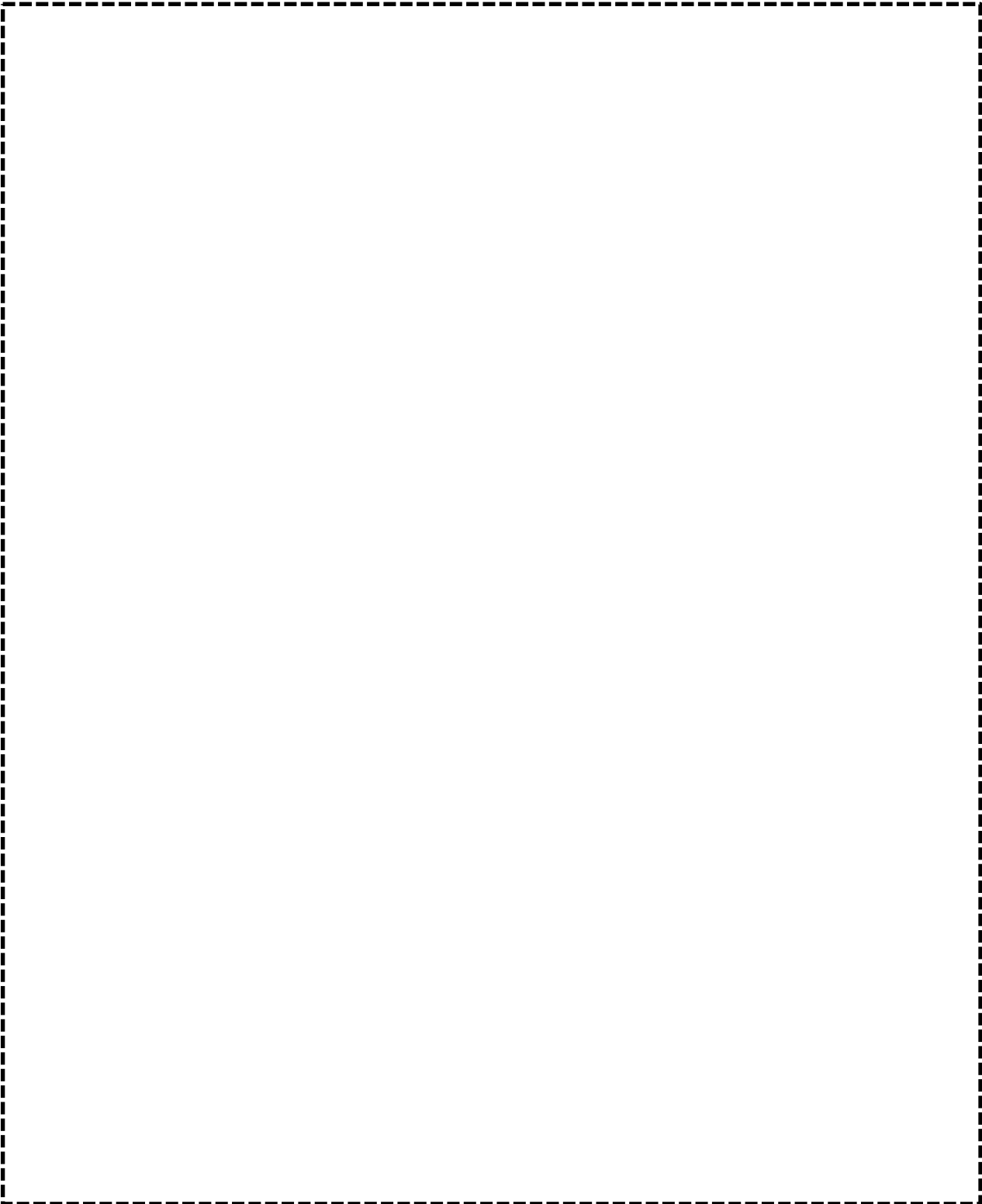
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第6 (その1) JRR-3の通信連絡設備の配置図 (一斉指令放送装置)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

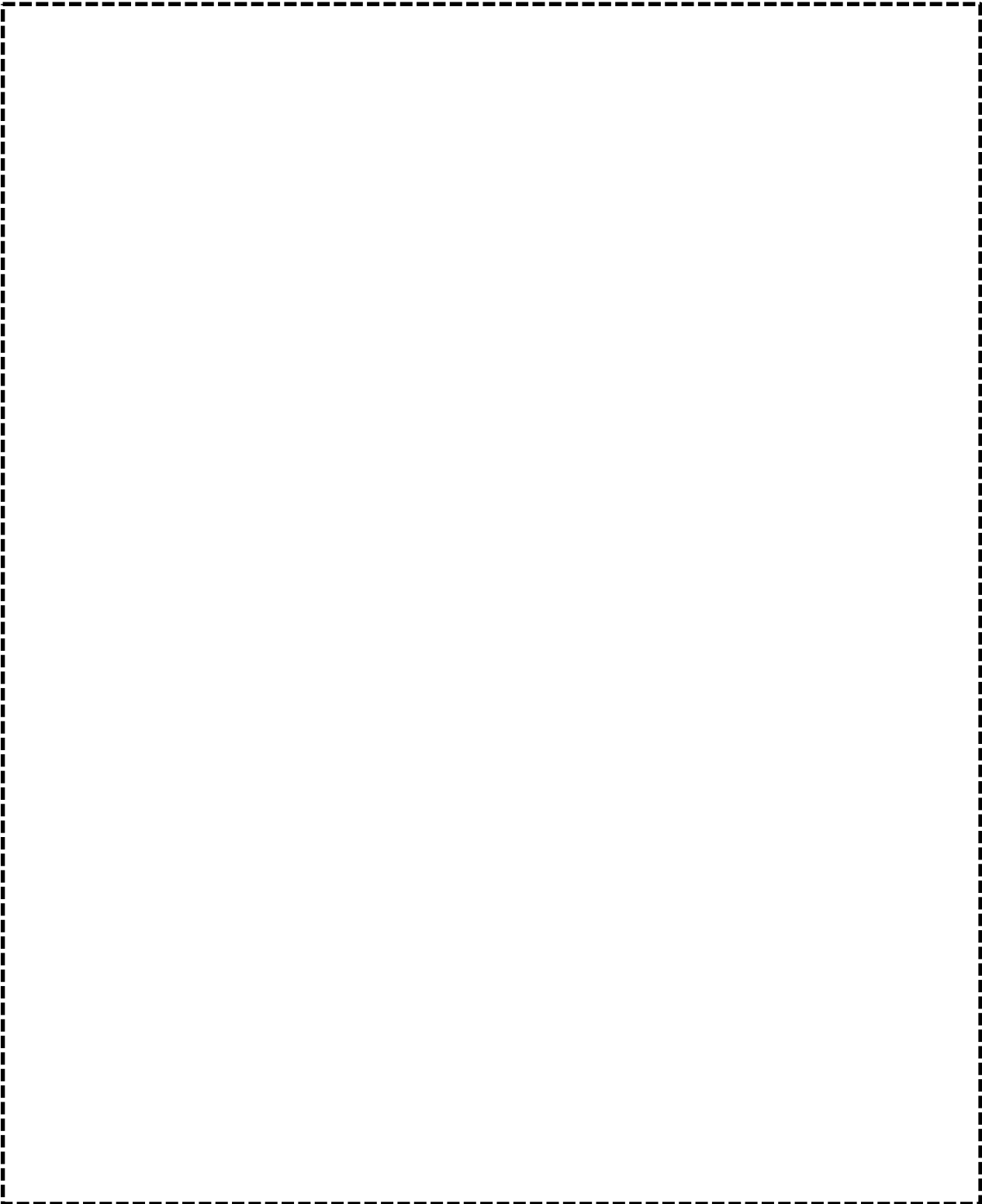
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第6 (その2) JRR-3の通信連絡設備の配置図 (一斉指令放送装置)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

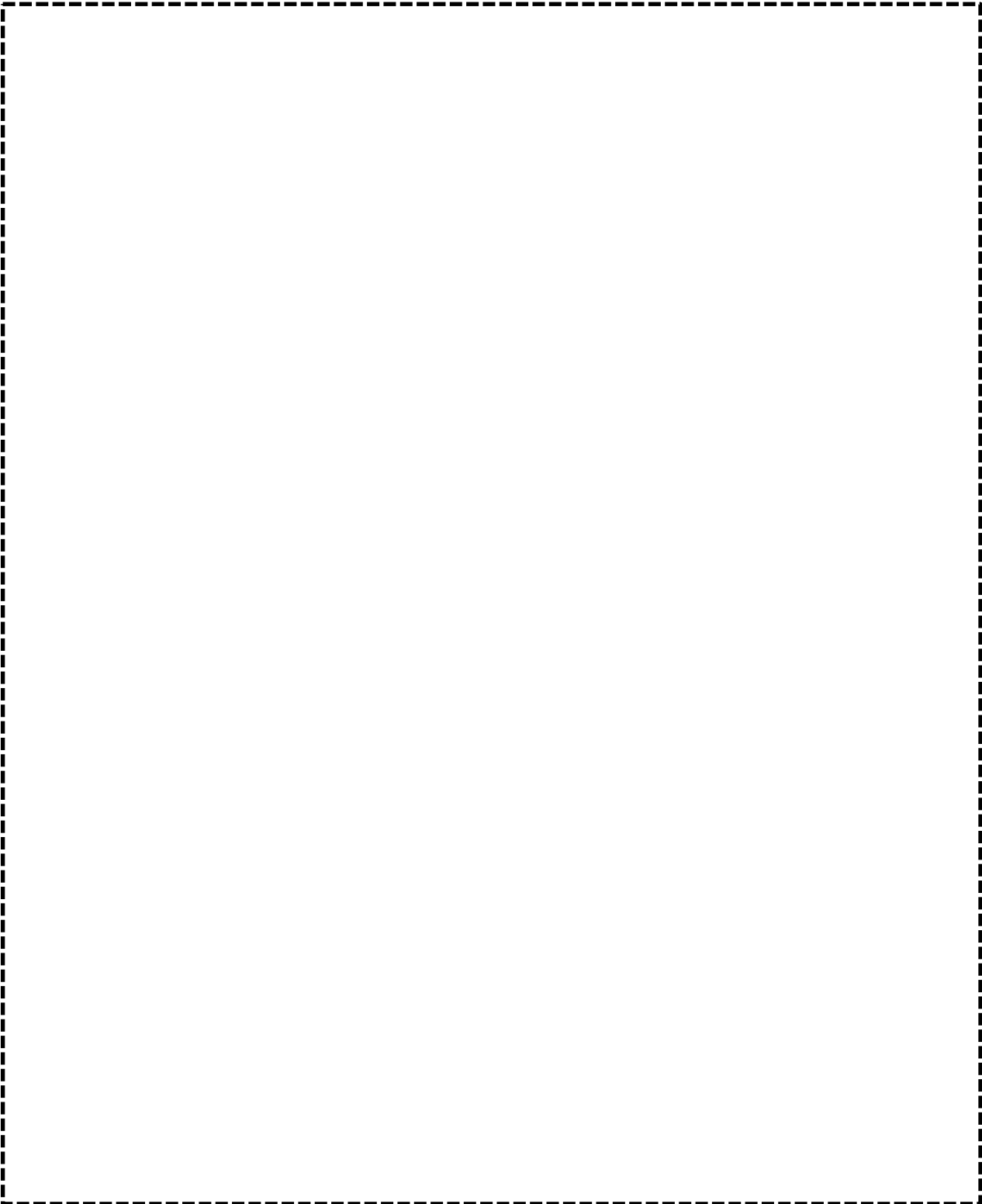
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第7 (その1) JRR-3の通信連絡設備の配置図 (ページング式インターホン装置)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

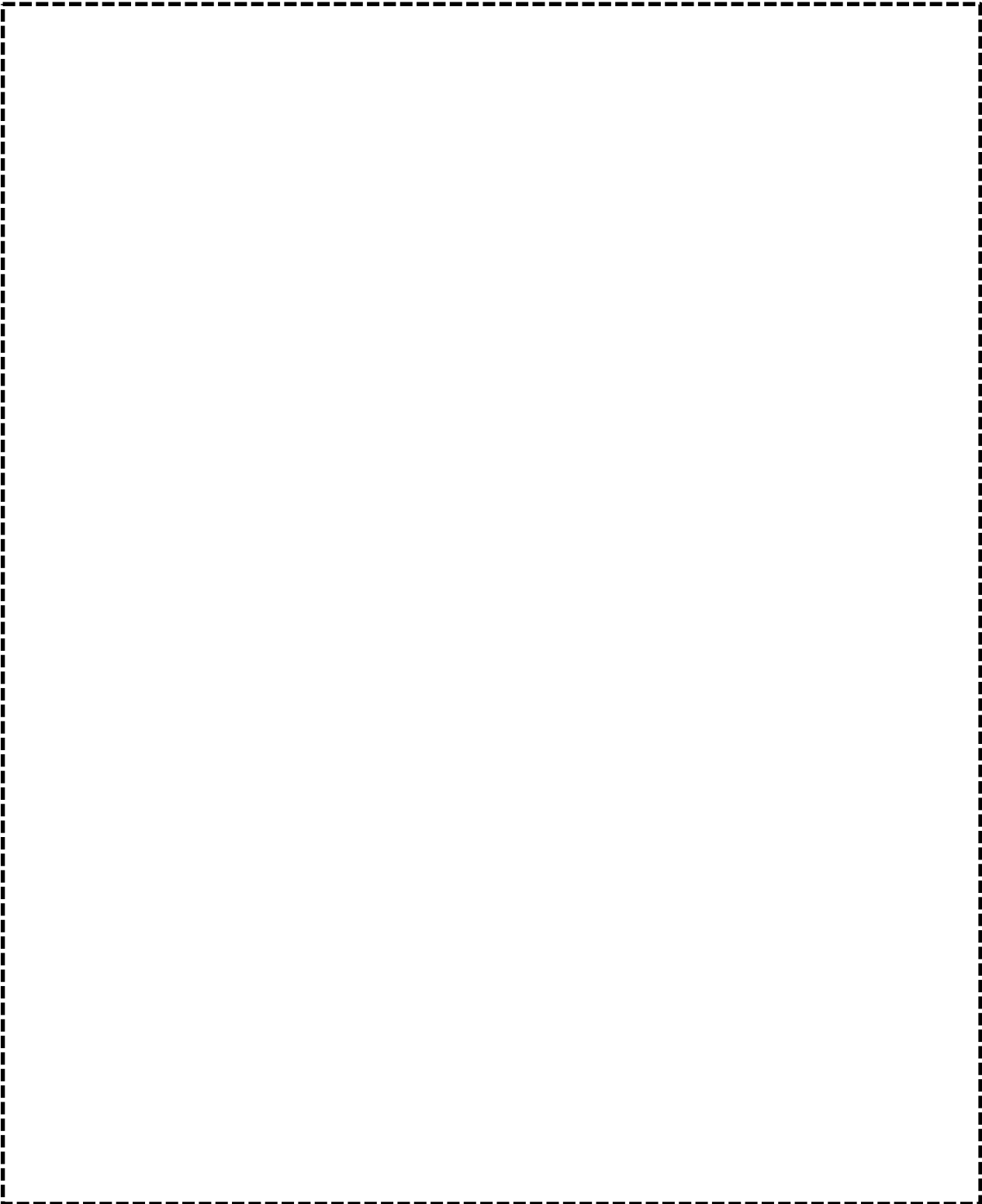
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第7 (その2) JRR-3の通信連絡設備の配置図 (ページング式インターホン装置)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第8 JRR-3及び使用済燃料貯蔵施設の通信連絡設備の配置図(固定電話及び携帯電話)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 (第5編 JRR-3の管理) 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>(新設)</p>	<p>別図第9 JRR-3の通信連絡設備の配置図 (施設間通信連絡設備)</p> 	<p>設置変更許可申請書との整合のため追加</p>